

岩手県告示第729号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成21年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ア 設置をする者の氏名又は名称 有限会社南部総合企画
 - イ 設置をする者の住所 北上市大通り一丁目1番16号
 - ウ 法人の代表者の氏名 小原純二
- (2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 水沢五反町複合施設
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
 - ア 所在地 奥州市水沢区佐倉河字五反町23番2ほか
 - イ 敷地面積 29,597平方メートル
- (4) 特定大規模集客施設の用途 店舗
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 9,755平方メートル
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 9,755平方メートル
- (7) 新設予定地の用途地域 準工業地域及び第一種住居地域
- (8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成22年3月1日
- (9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日 平成22年7月15日
- (10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成23年4月1日
- (11) 特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
 - ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約6,200人
 - イ 集客予定区域 新設予定地から半径5キロメートルの圏内（主に奥州市水沢区（水沢地区、南地区、常盤地区、佐倉河地区、真城地区、姉体地区、羽田地区）、江刺区（岩谷堂地区、愛宕地区、田原地区）及び胆沢区（小山地区、南都田地区）並びに胆沢郡金ヶ崎町（永岡地区、南方地区））

2 届出年月日 平成21年9月3日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年9月15日から同年11月15日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成21年9月25日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出してください。